

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p><b>第103条 設計図書の照査等</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p style="color: red;">なお、該当する事実がない場合はその結果を監督員に連絡するものとする。</p> <p>3～4 略</p>	<p><b>第103条 設計図書の照査等</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>3～4 略</p>	
<p><b>第106条 施工計画書</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は<b>当初請負代金額が 2,000 万円未満の工事及び維持工事等</b>簡易な工事もしくは単価契約工事においては<b>設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略するものとする。</b>省略する項目は (5)、(8)、(9) とする。</p> <p>(1) 実施工程表</p> <p>(2) 安全管理</p> <p>(3) 指定機械及び主要機械（船舶）</p> <p>(4) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(5) 施工管理計画</p> <p>(6) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(7) 交通管理</p> <p>(8) 環境対策</p> <p>(9) 現場作業環境の整備</p> <p>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(11) その他</p> <p>3～5 略</p>	<p><b>第106条 施工計画書</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は<b>維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</b>省略できる項目は (5)、(6)、(8)、(11)、(12) とする。</p> <p style="color: red;"><del>(1) 工事概要</del></p> <p>(2) 実施工程表</p> <p style="color: red;"><del>(3) 現場組織表</del></p> <p>(4) 安全管理</p> <p>(5) 指定機械及び主要機械（船舶）</p> <p style="color: red;"><del>(6) 主要資材</del></p> <p>(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(8) 施工管理計画</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(10) 交通管理</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(14) その他</p> <p>3～5 略</p>	
<p><b>第107条 コリンズへの登録</b></p> <p>1 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報センターが実施している工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として<b>作成した</b>「登録のための確認のお願い」を<b>コリンズから監督員にメール送信し、監督員へ通知</b>する。監督員の確認を受けたうえ、受注時（当初請負代金額が変更契約により 500 万円未満から 500 万円以上となった工事を含む）は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完了後、</p>	<p><b>第107条 コリンズへの登録</b></p> <p>1 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報センターが実施している工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を<b>作成し、監督員へ提出</b>する。監督員の確認を受けたうえ、受注時（当初請負代金額が変更契約により 500 万円未満から 500 万円以上となった工事を含む）は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内</p>	

## 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、現場代理人及び技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が、<b>4,000</b> 万円未満から <b>4,000</b> 万円以上、<b>4,000</b> 万円以上から <b>4,000</b> 万円未満及び、500 万円未満から 500 万円以上、500 万円以上から 500 万円未満に変更契約された場合には変更登録を行うものとする。また、<b>監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。請負者は検査時に検査員から請求があった場合は提示しなければならない。</b>なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、変更登録時は、工期、現場代理人及び技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が、2,500 万円未満から 2,500 万円以上、2,500 万円以上から 2,500 万円未満及び、500 万円未満から 500 万円以上、500 万円以上から 500 万円未満に変更契約された場合には変更登録を行うものとする。また、<b>請負者は、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードした際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</b>なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>2 (省略)</p>	
<p><b>第 120 条 建設副産物</b></p> <p>1～3 略</p> <p>5 請負者は、ガイドライン実施要綱第 15 条の規定に基づき、次の (1)～(2) 及び (5)～(8) の計画書等を施工計画書に含め、<b>もしくは工事着手前までに別途、</b>監督員に提出しなければならない。また、請負者は、(1)～(2) の各実施書及び (3)～(4) のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 再生資源利用計画書 (実施書) (様式 1)</p> <p>(2) 再生資源利用促進計画書 (実施書) (様式 2)</p> <p>(3) あいくる材使用状況報告書 (ガイドライン実施要綱様式 8)</p> <p>(4) あいくる材使用実績集約表 (ガイドライン実施要綱様式 9)</p> <p>(5) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証 (民間受入地の場合に限る。) の写し</p> <p>(6) 収集運搬、処理業者の許可証の写し</p> <p>(7) 廃棄物処理委託契約書の写し</p> <p>(8) 運搬ルート図</p> <p>6 請負者は、ガイドライン実施要綱第 16 条の規定に基づき、工事完了時に提出する前項 (1)・(2) の再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書については、建設副産物情報交換システム-COBRIS-に登録し、工事登録証明書を作成し監督員に提出しなければならない。また、請負者は、工事完了時に提出する前項 (3)・(4) のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データ (参考資料) で提出するものとする。</p> <p>7 略</p> <p><b>8 請負者は、法令に基づき、再生資源利用 (促進) 計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</b></p> <p>9～10 略</p>	<p><b>第 120 条 建設副産物</b></p> <p>1～3 略</p> <p>5 請負者は、ガイドライン実施要綱第 15 条の規定に基づき、次の (1)～(2) 及び (5)～(8) の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、請負者は、(1)～(2) の各実施書及び (3)～(4) のあいくる材使用状況報告書、あいくる材使用実績集約表を、工事完了時に監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 再生資源利用計画書 (実施書) (様式 1)</p> <p>(2) 再生資源利用促進計画書 (実施書) (様式 2)</p> <p>(3) あいくる材使用状況報告書 (ガイドライン実施要綱様式 8)</p> <p>(4) あいくる材使用実績集約表 (ガイドライン実施要綱様式 9)</p> <p>(5) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証 (民間受入地の場合に限る。) の写し</p> <p>(6) 収集運搬、処理業者の許可証の写し</p> <p>(7) 廃棄物処理委託契約書の写し</p> <p>(8) 運搬ルート図</p> <p>6 請負者は、ガイドライン実施要綱第 16 条の規定に基づき、工事完了時に提出する前項 (1)・(2) の再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書については、建設副産物情報交換システム-COBRIS-に登録し、工事登録証明書を作成し監督員に提出しなければならない。また、請負者は、工事完了時に提出する前項 (3)・(4) のあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表については、電子データ <b>と打ち出し様式 (参考資料) の 2 種類</b>で提出するものとする。</p> <p>7 略</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>8～9 略</p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																						
<p>第121条 監督員による確認及び立会等</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-1 段階確認一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="305 394 1389 1163"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場作成を除く)</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>一般：20%程度/1構造物 重点：50%程度/1構造物</td> </tr> <tr> <td>地覆工 橋梁用高欄工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>設計図書との対比 スペーサの個数</td> <td>【要確認】確認頻度等は土木工事現場必携第3章3-3施工管理表で定めたものとする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	略					ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数			プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数			PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場作成を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：20%程度/1構造物 重点：50%程度/1構造物	地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スペーサの個数	【要確認】確認頻度等は土木工事現場必携第3章3-3施工管理表で定めたものとする。	略					<p>第121条 監督員による確認及び立会等</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-1 段階確認一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="1489 394 2573 1075"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場作成を除く)</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>一般：20%程度/1構造物 重点：50%程度/1構造物</td> </tr> <tr> <td>【新設】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度	略					ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数			プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数			PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場作成を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：20%程度/1構造物 重点：50%程度/1構造物	【新設】					略					
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度																																																																				
略																																																																								
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数																																																																				
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数																																																																				
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場作成を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：20%程度/1構造物 重点：50%程度/1構造物																																																																				
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比 スペーサの個数	【要確認】確認頻度等は土木工事現場必携第3章3-3施工管理表で定めたものとする。																																																																				
略																																																																								
種別	細別	確認時期	確認項目	確認頻度																																																																				
略																																																																								
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数																																																																				
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数																																																																				
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場作成を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：20%程度/1構造物 重点：50%程度/1構造物																																																																				
【新設】																																																																								
略																																																																								
<p>第127条 施工管理</p> <p>1～8 略</p> <p>9 請負者は、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づくこととする。</p> <p>10 請負者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p>	<p>第127条 施工管理</p> <p>1～8 略</p> <p>9 新設</p> <p>10 新設</p>																																																																							
<p>第128条 履行報告</p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況（進捗率）を、工事現場の状況写真を添えて毎月5日までに監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、報告は、工事着手の月から工事完了月の前月までとする。</p>	<p>第128条 履行報告</p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月5日までに<b>実施工程表に</b>より監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、報告は、工事着手の月から工事完了月の前月までとする。</p>																																																																							
<p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全運航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければなら</p>	<p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全運航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければなら</p>																																																																							

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>らない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～13 略</p> <p>14 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、<b>書面および</b>写真等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>15～29 略</p> <p>30 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）及び管理者の確認を行い、<b>支障物件がある場合は、その調査結果について監督員へ報告、支障物件がない場合は、その旨を連絡</b>しなければならない。</p> <p>31 略</p>	<p>らない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～13 略</p> <p>14 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、<b>工事記録に記載するとともに</b>、写真等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>15～29 略</p> <p>30 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）及び管理者の確認を行い、その調査結果について、<b>支障物件の有無に係わらず監督員へ報告</b>しなければならない。</p> <p>31 略</p>	
<p><b>第134条 環境対策</b></p> <p>1～6 略</p> <p>7 請負者は、「建設工事に伴う騒音振動対策指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、請負者は協議を行う前に次の①及び②について確認しなければならない。</p> <p>① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認する。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認する。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>8～13 略</p>	<p><b>第134条 環境対策</b></p> <p>1～6 略</p> <p>7 請負者は、「建設工事に伴う騒音振動対策指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、請負者は協議を行う前に次の①及び②について確認しなければならない。</p> <p>① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認する。</p> <p>② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認する。</p> <p><b><del>また、低騒音型・低振動型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。</del></b></p> <p>8～13 略</p>	
<p><b>第136条 交通安全管理</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第2号、令和3年6月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～18 略</p>	<p><b>第136条 交通安全管理</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第1号、令和2年3月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～18 略</p>	
<p><b>第141条 工事測量</b></p> <p>1 請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工多用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場</p>	<p><b>第141条 工事測量</b></p> <p>1 請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工多用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合</p>	

## 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>合は監督員に測量結果を速やかに報告し、指示を受けなければならない。また該当する事実がない場合は、その結果を監督員に連絡するものとする。なお、測量標（仮 BM）及び工事中多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。</p> <p>2～6 略</p>	<p>は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 BM）及び工事中多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2～6 略</p>	
<p><b>第142条 提出書類</b></p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 削る</p> <p>(2) ～ (9) 略</p> <p>2 請負者は、愛知県電子納品運用ガイドラインに基づき、電子納品の対象となる成果品については、電子媒体で提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p><b>第142条 提出書類</b></p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工事記録</p> <p>(3) ～ (10) 略</p> <p>2 請負者は、愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づき、電子納品の対象となる成果品については、電子媒体で提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	
<p><b>第145条 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする。</p> <p>なお請負者は、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。</p> <p>また請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p>	<p><b>第145条 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1～3 略</p> <p>新設</p> <p>4 略</p> <p>5 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、愛知県発注の他工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、その使用を認めるものとする。</p> <p>なお請負者は、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</p> <p>また請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。</p>	
<p><b>第147条 現場代理人及び監理技術者等</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負代金額が4,000万円以上の場合、監理技術者等は、工事現場ごとに専任のものでなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。</p> <p>なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。</p> <p>3～4 略</p>	<p><b>第147条 現場代理人及び監理技術者等</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負代金額が3,500万円以上の場合、監理技術者等は、工事現場ごとに専任のものでなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。</p> <p>なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。</p> <p>3～4 略</p>	
<p><b>第202条 工事材料の品質確認</b></p> <p>1 請負者は、工事に使用する材料のうち、設計図書及び監督員が指定する材料について、品質規格に関する</p>	<p><b>第202条 工事材料の品質確認</b></p> <p>1 請負者は、工事に使用する材料の品質規格に関する資料（製品カタログ資料等）を、工事材料を使用する</p>	

## 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>資料（製品カタログ資料等）を、工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、設計図書において、見本または、品質を証明する資料を監督員に提出しなければならないと指定された工事材料については、工事材料を使用するまでにこれを提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS マーク表示品については、<b>使用材料一覧にその旨を記載するもの</b>とし見本または品質を証明する資料の提出は省略<b>するものとする</b>（設計図書で JIS マーク表示品においても提出することが定められている材料は除く）。</p> <p>4～11 略</p>	<p>までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、設計図書において、見本または、品質を証明する資料を監督員に提出しなければならないと指定された工事材料については、工事材料を使用するまでにこれを提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS マーク表示品については、<b>JIS マーク表示状態の確認</b>とし見本または品質を証明する資料の提出は省略<b>できる</b>（設計図書で JIS マーク表示品においても提出することが定められている材料は除く）。</p> <p>4～11 略</p>	
<p><b>第233条 再生用添加剤</b></p> <p>略</p> <p>表2—31 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>略</p> <p>〔注〕密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup> <b>以上</b>とすることが望ましい。</p> <p>略</p>	<p><b>第233条 再生用添加剤</b></p> <p>略</p> <p>表2—31 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>略</p> <p>〔注〕密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup> とすることが望ましい。</p> <p>略</p>	
<p><b>第237条 道路標識</b></p> <p>略</p> <p>(1) 標示板</p> <p>略</p> <p>JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板<b>及び金属帯</b>）</p> <p>略</p>	<p><b>第237条 道路標識</b></p> <p>略</p> <p>(1) 標示板</p> <p>略</p> <p>JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）</p> <p>略</p>	
<p><b>第253条 合成樹脂製品</b></p> <p>1 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>略</p> <p>JIS C 8430（硬質<b>ポリ</b>塩化ビニル電線管）</p> <p>2 略</p>	<p><b>第253条 合成樹脂製品</b></p> <p>1 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>略</p> <p>JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）</p> <p>2 略</p>	
<p><b>第302条 一般事項</b></p> <p>略</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <b>／ボラードの設置便覧</b>（令和3年3月）</p> <p><b>日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック</b>（令和3年3月）</p> <p><b>日本道路協会 舗装種別選定の手引き</b>（令和3年12月）</p> <p>略</p>	<p><b>第302条 一般事項</b></p> <p>略</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>略</p>	
<p><b>第312条 簡易校正品の塗装</b></p> <p>1 略</p> <p>2 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。</p> <p>鋼板・形鋼等……JIS H 8641—HDZ<b>T56</b>（56μm（膜厚）以上）</p> <p>ボルト・ナット等…JIS H 8641—HDZ<b>T49</b>（49μm（膜厚）以上）</p>	<p><b>第312条 簡易鋼製品の塗装</b></p> <p>1 略</p> <p>2 簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。</p> <p>鋼板・形鋼等……JIS H 8641—<b>2種</b>HDZ<b>40</b>（付着量400g/m<sup>2</sup>以上）</p> <p>ボルト・ナット等…JIS H 8641—<b>2種</b>HDZ<b>35</b>（//350g/m<sup>2</sup>以上）</p>	
<p><b>第316条 既製杭工</b></p>	<p><b>第316条 既製杭工</b></p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>1～12 略</p> <p>13 略</p> <p>(1) 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>(3) 請負者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>14 略</p> <p>15 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) ⑧施工 8. 3 くい施工で、8. 3. 2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合においては、請負者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p>	<p>1～12 略</p> <p>13 略</p> <p>(1) 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>(3) 請負者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。</p> <p>14 略</p> <p>15 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) ⑧施工 8. 3 くい施工で、8. 3. 2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完了時に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合においては、請負者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p>	
<p><b>第601条 適用</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)</p> <p>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)</p> <p>略</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>略</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>略</p>	<p><b>第601条 適用</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>略</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)</p> <p>略</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>略</p>	
<p><b>第609条 橋梁用防護柵製作工</b></p> <p>1 製作加工</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>① 略</p> <p>② 請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の 77<math>\mu</math>m (膜厚) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく (HDZT49) の 49<math>\mu</math>m (膜厚) 以上としなければならない。</p> <p>③ 略</p> <p>2～3 略</p>	<p><b>第609条 橋梁用防護柵製作工</b></p> <p>1 製作加工</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>① 略</p> <p>② 請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <del>2種</del> (HDZ55) の 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく <del>2種</del> (HDZ35) の 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>③ 略</p> <p>2～3 略</p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p><b>第635条 橋梁用防護柵工</b></p> <p>1 略</p> <p>2 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>①凍結防止材を散布する区間</p> <p>②交通量が非常に多い期間</p> <p>③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）</p> <p>④温泉地帯など</p> <p>⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p>	<p><b>第635条 橋梁用防護柵工</b></p> <p>1 略</p> <p>2 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</p> <p>②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</p> <p>③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p>	
<p><b>第638条 銘板工</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。</p> <p>略</p>	<p><b>第638条 銘板工</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p> <p>略</p>	
<p><b>第701条 一般事項</b></p> <p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）</p> <p>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）</p> <p>日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）</p> <p>日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）</p> <p>略</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月）</p> <p>略</p> <p>6～7 略</p>	<p><b>第701条 一般事項</b></p> <p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>略</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p>略</p> <p>6～7 略</p>	
<p><b>第731条 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1 請負者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</p>	<p><b>第731条 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1 請負者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。</p>	
<p><b>第760条 銘板工</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の竣工年月を記入しなければならない。</p>	<p><b>第760条 銘板工</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。</p>	



# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後		現行		備考																																																			
<b>第808条 伐開、除根</b> 1～6 略 <p style="text-align: center;"><b>表8-3 伐開・除根</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">種別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>盛土高1mを<b>超</b>える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2">除去</td> <td rowspan="2">抜根除去</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>盛土箇所全部</td> <td>根からすきとる</td> <td>除去</td> <td>抜根除去</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>		区分		種別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	道路	盛土高1mを <b>超</b> える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	その他	盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左	<b>第808条 伐開、除根</b> 1～6 略 <p style="text-align: center;"><b>表8-3 伐開・除根</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">種別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>盛土高1mを<b>越</b>える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td><b>根元で切りとる</b></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> <td>除去</td> <td>抜根除去</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>盛土箇所全部</td> <td>根からすきとる</td> <td>除去</td> <td>抜根除去</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>		区分		種別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	道路	盛土高1mを <b>越</b> える場合	地面で刈り取る	除去	<b>根元で切りとる</b>	同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	除去	抜根除去	同左	その他	盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左	
区分				種別																																																			
		雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																																		
道路	盛土高1mを <b>超</b> える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																																		
	盛土高1m以下の場合	根からすきとる																																																					
その他	盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左																																																		
区分		種別																																																					
		雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																																		
道路	盛土高1mを <b>越</b> える場合	地面で刈り取る	除去	<b>根元で切りとる</b>	同左																																																		
	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	除去	抜根除去	同左																																																		
その他	盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左																																																		
<b>第1102条 材料</b> 1～7 略 <p style="text-align: center;"><b>表11-1 使用材料一覧表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパ一ポール）SS400に適した鋼材に加工したもの JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 HDZ<b>T77</b>以上）仕上げとし、第1103条の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。</td> <td>鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ<b>T49</b>以上）仕上げ</td> </tr> </tbody> </table>		名称	材料	規格	略			柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパ一ポール）SS400に適した鋼材に加工したもの JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 HDZ <b>T77</b> 以上）仕上げとし、第1103条の15項の規定によらなければならない。	その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ <b>T49</b> 以上）仕上げ	<b>第1102条 材料</b> 1～7 略 <p style="text-align: center;"><b>表11-1 使用材料一覧表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパ一ポール）SS400に適した鋼材に加工したもの JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 <b>2種</b>HDZ<b>55</b>以上）仕上げとし、第1103条の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。</td> <td>鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ<b>35</b>以上）仕上げ</td> </tr> </tbody> </table>		名称	材料	規格	略			柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパ一ポール）SS400に適した鋼材に加工したもの JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 <b>2種</b> HDZ <b>55</b> 以上）仕上げとし、第1103条の15項の規定によらなければならない。	その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ <b>35</b> 以上）仕上げ																												
名称	材料	規格																																																					
略																																																							
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパ一ポール）SS400に適した鋼材に加工したもの JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 HDZ <b>T77</b> 以上）仕上げとし、第1103条の15項の規定によらなければならない。																																																					
その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ <b>T49</b> 以上）仕上げ																																																					
名称	材料	規格																																																					
略																																																							
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパ一ポール）SS400に適した鋼材に加工したもの JIS G 3444 JIS G 3101 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 <b>2種</b> HDZ <b>55</b> 以上）仕上げとし、第1103条の15項の規定によらなければならない。																																																					
その他材料	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ <b>35</b> 以上）仕上げ																																																					
<b>第1103条 施工</b> 1～14 略 15 請負者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）（HDZ <b>T77</b> ）の <b>77μm（膜厚）</b> 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZ <b>T49</b> ）の <b>49μm（膜厚）</b> 以上とするものとする。 16～19 略		<b>第1103条 施工</b> 1～14 略 15 請負者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を JIS H 8641（溶融亜鉛メッキ） <b>2種</b> （HDZ <b>55</b> ） <b>550g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）</b> 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については <b>2種</b> （HDZ <b>35</b> ） <b>350g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）</b> 以上とするものとする。 16～19 略																																																					
<b>第1106条 材料</b> 1～2 略 3 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 略 (2) 請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ <b>T77</b> ）の <b>77μm（膜厚）</b> 以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZ <b>T49</b> ）の <b>49μm（膜厚）</b> 以上としなければならない。 (3)～(4) 略		<b>第1106条 材料</b> 1～2 略 3 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) 略 (2) 請負者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき） <b>2種</b> （HDZ <b>55</b> ）の <b>550g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）</b> 以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく <b>2種</b> （HDZ <b>35</b> ） <b>350g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）</b> 以上としなければならない。 (3)～(4) 略																																																					
<b>第1108条 材料</b>		<b>第1108条 材料</b>																																																					

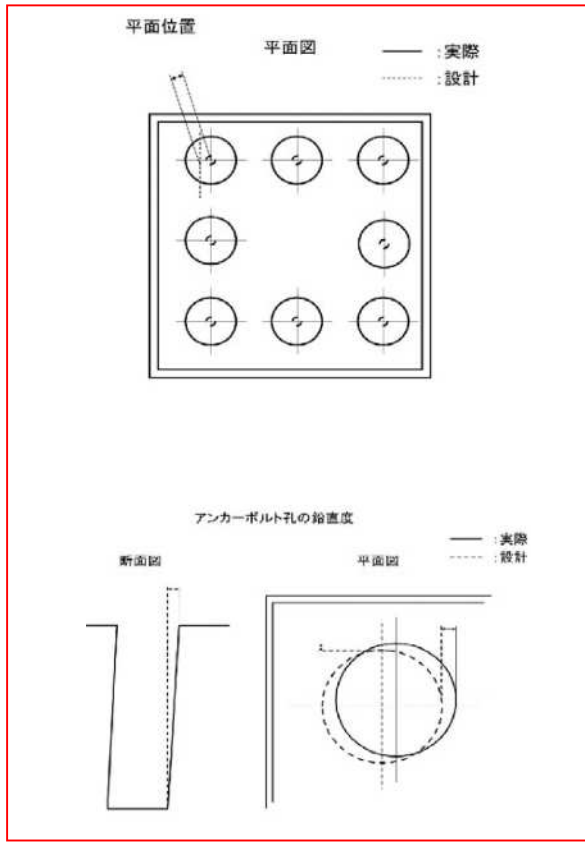
# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																												
<p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>請負者は、支柱に使用する鋼管及び取付け金具の亜鉛の付着量を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ T49) の <b>49<math>\mu</math>m (膜厚)</b> 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。請負者は、ボルト・ナットなども、溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	<p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>請負者は、支柱に使用する鋼管及び取付け金具の亜鉛の付着量を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <del>2種</del> (HDZ35) の <b>350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量)</b> 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。請負者は、ボルト・ナットなども、溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>																													
<p><b>第1413条 材料</b></p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;"><b>表 14-1 落石防護柵の規格</b></p> <table border="1" data-bbox="311 751 1359 1203"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th colspan="2">準拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支柱 ・ 斜材 ・ 中間</td> <td rowspan="2"></td> <td>JIS G 3466 「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又は JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。</td> <td>溶融亜鉛めっき (<del>膜厚</del>JIS H 8641 HDZ<b>T77</b>以上) 仕上げ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>5 ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641・2種 HDZ<b>T77</b>:<b>77<math>\mu</math>m (膜厚)</b> 以上) 仕上げとする。</p> <p>6 略</p>	名称	規格	準拠		支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466 「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又は JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき ( <del>膜厚</del> JIS H 8641 HDZ <b>T77</b> 以上) 仕上げ			略				<p><b>第1413条 材料</b></p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;"><b>表 14-1 落石防護柵の規格</b></p> <table border="1" data-bbox="1498 751 2546 1203"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th colspan="2">準拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支柱 ・ 斜材 ・ 中間</td> <td rowspan="2"></td> <td>JIS G 3466 「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又は JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。</td> <td>溶融亜鉛めっき (<del>付着量</del>JIS H 8641 <del>2種</del>HDZ <b>55</b>以上) 仕上げ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>5 ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641・2種 HDZ<b>55</b>:<del>付着量</del><b>550g/m<sup>2</sup></b> 以上) 仕上げとする。</p> <p>6 略</p>	名称	規格	準拠		支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466 「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又は JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき ( <del>付着量</del> JIS H 8641 <del>2種</del> HDZ <b>55</b> 以上) 仕上げ			略				
名称	規格	準拠																												
支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466 「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又は JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき ( <del>膜厚</del> JIS H 8641 HDZ <b>T77</b> 以上) 仕上げ																											
略																														
名称	規格	準拠																												
支柱 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466 「一般構造用角形鋼管」の (STKR400) 又は JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」(SS400) に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき ( <del>付着量</del> JIS H 8641 <del>2種</del> HDZ <b>55</b> 以上) 仕上げ																											
略																														
<p>管理-1～管理-10 (省略)</p>	<p>管理-1～管理-10 (省略)</p>																													

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考			
管理-11					管理-11								
番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準		番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	
6-10	鋼管矢板基礎工	基準高	▽	±100	・基準高は全数を測定。 ・偏心量は1基ごとに測定。	▽	6-10	鋼管矢板基礎工	基準高	▽	±100	・基準高は全数を測定。 ・偏心量は1基ごとに測定。	
		根入長		設計値以上					偏心量	d	300以内		
		偏心量	d	300以内									
管理-12～管理-32 (省略)					管理-12～管理-32 (省略)								
管理-33～管理-36					管理-33～管理-36								
番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準		番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	
26	橋梁下部工 橋台工 躯体工	略					26	橋梁下部工 橋台工 躯体工	略				
		アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	-30～+10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。			アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	-30～+10	【新規】
				平面位置	±20						平面位置	±20	
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	
		アンカーボルトの箱抜き規格値	ゴム支承	計画高	-20～+10	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。			アンカーボルトの箱抜き規格値	ゴム支承	計画高	-20～+10	
				平面位置	±20						平面位置	±20	
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下								
27	橋梁下部工 RC 橋脚工 RC 躯体工 (張出式)	略					27	橋梁下部工 RC 橋脚工 RC 躯体工 (張出式)	略				
		アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	-30～+10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。			アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	-30～+10	【新規】
				平面位置	±20						平面位置	±20	
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	
		アンカーボルトの箱抜き規格値	ゴム支承	計画高	-20～+10	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。			アンカーボルトの箱抜き規格値	ゴム支承	計画高	-20～+10	
				平面位置	±20						平面位置	±20	
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下								

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考
			孔の鉛直度				孔の鉛直度	
測定箇所	管理方法	摘要		測定箇所	管理方法	摘要		
略	測定結果一覧表又は図面に記入する	▽：基準高測定位置		略	測定結果一覧表又は図面に記入する	▽：基準高測定位置		
				【新規】				
略				略				

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
	<p>【新規】</p>	

番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	
27	橋梁下部工 RC 橋脚工 RC 躯体工 (ラーメン式)	略			
		鋼製支承	計画高	-30~+10	<p style="color: red;">支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p style="color: red;">アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>
			平面位置	±20	
			アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下	
		ゴム支承	計画高	-20~+10	
			平面位置	±20	
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下				
28	略				

測定箇所	管理方法	摘要
略	測定結果一覧表又は図面に記入する	▽：基準高測定位置

番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	
27	橋梁下部工 RC 橋脚工 RC 躯体工 (ラーメン式)	略			
		鋼製支承	計画高	-30~+10	<p style="color: red;">【新規】</p>
			平面位置	±20	
			アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下	
		ゴム支承	計画高	-20~+10	
			平面位置	±20	
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下				
28	略				

測定箇所	管理方法	摘要
略	測定結果一覧表又は図面に記入する	▽：基準高測定位置



# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考		
管理-43					管理-43							
番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	
33	略					33	略					
	鋼橋上部工 工場製作工 鋳造費 (金属支承工)	略		略	製品全数を測定する。 ※1 ガス切断寸法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13 を適用するものとする。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5 組立て後に測定 <b>詳細は道路橋支承便覧参照</b>		鋼橋上部工 工場製作工 鋳造費 (金属支承工)	略		略	製品全数を測定する。 ※1 ガス切断寸法を準用する。 ※2 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3 ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13 を適用するものとする。 ※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5 組立て後に測定 <b>【新規】</b>	
管理-44 (省略)					管理-44 (省略)							
管理-45					管理-45							
番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	
33	鋼橋上部工 工場製作工 鋳造費 (大型ゴム支承)	略			製品全数を測定する。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 <b>詳細は道路橋支承便覧参照</b>	33	鋼橋上部工 工場製作工 鋳造費 (大型ゴム支承)	略			製品全数を測定する。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 <b>【新規】</b>	
	略						略					
管理-12~管理-60 (省略)					管理-12~管理-60 (省略)							

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考	
管理-61					管理-61						
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		
52	鉄筋の組立て	平均間隔 d	±φ	d=D/(n-1)	52	鉄筋の組立て	平均間隔 d	±φ	d=D/(n-1)		
		かぶり i	±φかつ 最小かぶり以上	D:n本間の長さ、n:10本程度とする、φ:鉄筋径 工事の規模に応じ、1リフト、1ロット当たりに対し各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編13.2)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編6.6)による。 ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 ※新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			D:n本間の長さ、n:10本程度とする、φ:鉄筋径 工事の規模に応じ、1リフト、1ロット当たりに対し各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編13.2)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編6.6)による。 ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する。				
管理-64～管理-118 (省略)					管理-62～管理-116 (省略)						
管理-119 共通 写真撮影箇所一覧表					管理-117 共通 写真撮影箇所一覧表						
区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前 及び完了	着手前		略	略	略	着手前 及び完了	着手前		略	略	略
	完了		略	略	略		完了		略	略	略
施工状況	工事施工中		略	略	略	施工状況	工事施工中		略	略	略
			略		略				略	略	略
			略	略	略				略	略	略
	仮設	略	略	略	略		仮設	略	略	略	略



# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考	
	削除	削除	削除	削除	削除		指定機械	排出ガス対策型 低騒音・低振動型	機械側面の指定ラベル、標識 の確認写真	施工中	各指定機械毎に1回		
	図面との不一致		略	略	略		図面との不一致		略	略	略		
安全管理	安全管理		略	略	略	安全管理	安全管理		略	略	略		
			略	略	略				略	略	略	略	
			略	略	略				略	略	略	略	
			略	略	略				略	略	略	略	
使用材料	使用材料		略	略	略	使用材料	使用材料		略	略	略		
			略	略					略	略			
			略	略	略				略	略	略		
品質管理			略			品質管理			略				
出来形管理			略			出来形管理			略				
災害	被災状況		略	略	略	災害	被災状況		略	略	略		
事故	事故報告		略	略	略	事故	事故報告		略	略	略		
その他	公害 環境関係 補償関係		略	略	略	その他	公害 環境関係 補償関係		略	略	略		
	環境対策 イメージアップ等		略	略	略		環境対策 イメージアップ等		略	略	略		
管理-121～管理-137 (省略)						管理-119～管理-135 (省略)							

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考
様式集 様式一覧表				様式集 様式一覧表				
(施工関係)				(施工関係)				
様式番号	様式名	様式番号	様式名	様式番号	様式名	様式番号	様式名	
1-1	標示板	8-1	測定結果一覧表 (甲)	1-1	標示板	7-1	測定結果一覧表 (甲)	
1-2	建設業の許可票	8-2	測定結果一覧表 (乙)	1-2	建設業の許可票	7-2	測定結果一覧表 (乙)	
1-3	堤名板 (治山)	8-3	杭出来形管理表	1-3	堤名板 (治山)	7-3	杭出来形管理表	
1-4	標板 (林道)	8-4	矢板出来形管理表	1-4	標板 (林道)	7-4	矢板出来形管理表	
2	施工計画書	8-5	ブロック製作出来形管理表	2	施工計画書	7-5	ブロック製作出来形管理表	
2-1	施工計画書の記載の内容	8-6	床掘数量確認表 (岩)	2-1	施工計画書の記載の内容	7-6	床掘数量確認表 (岩)	
2-2	施工計画書の記入例	8-7	床掘数量確認表 (土砂)	2-2	施工計画書の記入例	7-7	床掘数量確認表 (土砂)	
2-3	コンクリート打設計画表	8-8	床掘状況表	2-3	コンクリート打設計画表	7-8	床掘状況表	
2-4	コンクリート打設計画図 (谷止工等)	8-9	堤体等出来形測定図	2-4	コンクリート打設計画図 (谷止工等)	7-9	堤体等出来形測定図	
2-5	コンクリート打設計画図 (土留工等)	8-10	堤体等基準高測定図	2-5	コンクリート打設計画図 (土留工等)	7-10	堤体等基準高測定図	
2-6	ポンプ配管図	8-11	展開図 (山腹工、吹付工、柵工)	2-6	ポンプ配管図	7-11	展開図 (山腹工、吹付工、柵工)	
2-7	安全訓練等の実施報告書	8-12	出来形写真説明図	2-7	安全訓練等の実施報告書	7-12	出来形写真説明図	
2-8	再生資源利用計画書 (実施書)	8-13	伐採管理野帳とりまとめ表	2-8	再生資源利用計画書 (実施書)	7-13	伐採管理野帳とりまとめ表	
2-9	再生資源利用促進計画書 (実施書)	8-14	森林整備伐採管理野帳	2-9	再生資源利用促進計画書 (実施書)	7-14	森林整備伐採管理野帳	
2-10	あいくる材使用状況報告書	8-15	伐採管理図 (記載例)	2-10	あいくる材使用状況報告書	7-15	伐採管理図 (記載例)	
2-11	あいくる材使用実績集約表	9	品質管理図書 (記入例)	2-11	あいくる材使用実績集約表	8	品質管理図書 (記入例)	
3	使用材料一覧	9-1	コンクリート打設管理表	3	工事記録	8-1	コンクリート打設管理表	
4	工事記録 (参考様式)	9-2	コンクリート打設実施図 (谷止工等)	4	安全巡視日誌	8-2	コンクリート打設実施図 (谷止工等)	
5	安全巡視日誌	9-3	コンクリート打設実施図 (土留工等)	5	事故報告書	8-3	コンクリート打設実施図 (土留工等)	
6	事故報告書	10	コンクリート使用明細書	6	損害発生通知書	9	コンクリート使用明細書	
7	損害発生通知書	11	材料使用明細書	7	出来形管理図書 (記入例)	10	材料使用明細書	
8	出来形管理図書 (記入例)							

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
(契約関係) 略			(契約関係) 略			
(その他)			(その他)			
様式番号	名称	備考	様式番号	名称	備考	
12	工事費構成書	本仕様書第 104 条	11	工事費構成書	本仕様書第 104 条	
13	施工体制台帳 (参考)	本仕様書第 112 条	12	施工体制台帳 (参考)	本仕様書第 112 条	
14	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)	本仕様書第 112 条	13	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)	本仕様書第 112 条	
15	支給品受領書	本仕様書第 118 条	14	支給品受領書	本仕様書第 118 条	
16	支給品精算書	本仕様書第 118 条	15	支給品精算書	本仕様書第 118 条	
17	段階確認書・施工状況把握報告書	本仕様書第 121 条	16	段階確認書・施工状況把握報告書	本仕様書第 121 条	
18	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条	17	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条	
19	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	18	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	
20	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	19	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	
21	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条	20	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条	
22-1	工事打合簿		21-1	工事打合簿		
22-2	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例		21-2	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例		
23	チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)		22	チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)		

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考												
<p>様式2</p> <p style="text-align: right;">(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛 知 県 知 事 殿 (愛知県 所長)</p> <p style="text-align: right;">請負者名</p> <p>このことについて、下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="261 842 1344 982"> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>工期</td><td></td></tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施工程表</li> <li>(2) 安全管理</li> <li>(3) 指定機械及び主要機械 (船舶)</li> <li>(4) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</li> <li>(5) 施工管理計画</li> <li>(6) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(7) 交通管理</li> <li>(8) 環境対策</li> <li>(9) 現場作業環境の整備</li> <li>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(11) その他</li> </ul>	工事名		工事場所		工期		<p>様式2</p> <p style="text-align: right;">(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛 知 県 知 事 殿 (愛知県 所長)</p> <p style="text-align: right;">請負者名</p> <p>このことについて、下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1442 842 2525 982"> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>工期</td><td></td></tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>工事概要</b></li> <li>(2) 実施工程表</li> <li>(3) <b>現場組織表</b></li> <li>(4) 安全管理</li> <li>(5) 指定機械及び主要機械 (船舶)</li> <li>(6) <b>主要資材</b></li> <li>(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</li> <li>(8) 施工管理計画</li> <li>(9) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(10) 交通管理</li> <li>(11) 環境対策</li> <li>(12) 現場作業環境の整備</li> <li>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(14) その他</li> </ul>	工事名		工事場所		工期		
工事名														
工事場所														
工期														
工事名														
工事場所														
工期														

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考													
様式2-1				様式2-1																	
施工計画書記載の内容																					
事項	内容		備考	事項	内容		備考														
削除				1	工事概要	設計書の鏡の工事概要を記載する。															
1	実施工程表	バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。		2	実施工程表	バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。															
削除				3	現場組織表	契約図書により必要な管理者（責任者）を定め、組織表を作成する。 管理者（責任者）は夜間の連絡先を記入する。															
2	安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表を作成する。 安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等について記入する。		4	安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表を作成する。 安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等について記入する。															
3	指定機械及び主要機械（船舶）	設計図書に条件明示（従来型、又は公害対策建設機械＝低騒音型、低振動型、排出ガス対策建設機械指定要領により指定された機械）した指定機械及び主要機械の規格（機種性能）台数等についての一覧表を作成する。		5	指定機械及び主要機械（船舶）	設計図書に条件明示（従来型、又は公害対策建設機械＝低騒音型、低振動型、排出ガス対策建設機械指定要領により指定された機械）した指定機械及び主要機械の規格（機種性能）台数等についての一覧表を作成する。															
削除				6	主要資材	使用する資材の品名、規格、数量、製造会社名・取扱会社、品質資料等の一覧表を作成する。 カタログ、レディミクストコンクリート配合報告書、品質証明書等を提出する。															
4	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	作業時間、起工測量計画、現場管理事項等について記述する。 主要工種について、使用機械や工事の安全を考慮して施工順序等を記入する。他工事との関係調整、地下埋設の調査、用排水調査、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する処置方法等も必要に応じ記述する。 仮設備については、設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。 コンクリート打設計画書を作成し提出する。	指定仮設の出来形管理資料は本工事と同様に行い、一般仮設については、施工計画の内容に従い、本工事基準を参考にする。	7	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	作業時間、起工測量計画、現場管理事項等について記述する。 主要工種について、使用機械や工事の安全を考慮して施工順序等を記入する。他工事との関係調整、地下埋設の調査、用排水調査、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する処置方法等も必要に応じ記述する。 仮設備については、設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。 コンクリート打設計画書を作成し提出する。	指定仮設の出来形管理資料は本工事と同様に行い、一般仮設については、施工計画の内容に従い、本工事基準を参考にする。														
5	施工管理計画	<table border="1"> <tr> <td>工程管理</td> <td>工程管理の方法を記述する。</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。</td> </tr> <tr> <td>写真管理</td> <td>写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。</td> </tr> </table>	工程管理	工程管理の方法を記述する。	出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。	品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。	写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	8	施工管理計画	<table border="1"> <tr> <td>工程管理</td> <td>工程管理の方法を記述する。</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。</td> </tr> </table>	工程管理	工程管理の方法を記述する。	出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。	品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。	
工程管理	工程管理の方法を記述する。																				
出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。																				
品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。																				
写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。																				
工程管理	工程管理の方法を記述する。																				
出来形管理	施工管理基準及び仕様書に基づき当該工事等に必要測定項目一覧表を作成する。																				
品質管理	主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。																				
6	緊急時の体制及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内におい																			

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考
		て事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。			写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。		
7	交通管理	当該工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。		9	緊急時の体制及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。		
8	環境対策	環境対策は地域住民及び第三者との連絡、建設工事の公害、規制等の実施事項を記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	10	交通管理	当該工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。		
				11	環境対策	環境対策は地域住民及び第三者との連絡、建設工事の公害、規制等の実施事項を記述する。		
9	現場作業環境の整備	現場作業環境の整備、工事現場のイメージアップ等について記述する。	当初請負代金額が2,000万円未満の工事及び維持工事等簡易な工事もしくは単価契約工事においては設計図書に示す場合を除き、省略する。	12	現場作業環境の整備	現場作業環境の整備、工事現場のイメージアップ等について記述する。		
				13	再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。		
10	再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、建設副産物に係る利用促進及び処理計画に関する事項を記述する。		14	その他	契約図書で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているもの及び監督員の指示事項を記述する。		
11	その他	契約図書で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているもの及び監督員の指示事項を記述する。						

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>様式 2-2</p> <p>削除</p>          <p>1 実施工程表</p> <p>略</p>	<p>様式 2-2</p> <p>1 工事概要</p> <p>設計書に記載されている工事概要（主要工種及び数量）</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号谷止工（コンクリート） L=〇〇m      H=〇〇m      V=〇〇m<sup>3</sup></li> <li>・第2号谷止工（コンクリート） L=〇〇m      H=〇〇m      V=〇〇m<sup>3</sup></li> <li>・第3号谷止工（コンクリート） L=〇〇m      H=〇〇m      V=〇〇m<sup>3</sup></li> <li>・流路工（コンクリート）      L=〇～〇m      H=〇m～〇m      V=〇〇m<sup>3</sup></li> <li>・土留工（コンクリート）      L=〇～〇m      H=〇m～〇m      V=〇〇m<sup>3</sup></li> <li>・柵工（丸太）      L=〇〇m</li> <li>・植栽工（ひのき、やしやぶし） A=〇〇ha</li> <li>・吹付工（植生基材）      A=〇〇ha</li> </ul> <p>2 実施工程表</p> <p>略</p>	
<p>削除</p>          <p>2 安全管理</p> <p>略</p> <p>3 指定機械及び主要機械</p> <p>略</p>	<p>3 現場組織表</p> <p>4 安全管理</p> <p>略</p> <p>5 指定機械及び主要機械</p> <p>略</p>	

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																																																																
(削る)	<p>6 主要資材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> <th>資料の提供</th> <th>品質規格証明書等</th> <th>あいくる材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>18-12-40BB</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>〇〇生コン㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>止水板</td> <td>塩ビ W=30 t=7</td> <td>m</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水抜管</td> <td>VU65</td> <td>m</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>目地材</td> <td>T=10</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>堤名板</td> <td>40×30</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小丸太 (スギ)</td> <td>末口径7mm以上</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>〇〇森林組合</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>植生ネット (肥料袋付)</td> <td>1×10.0m</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひのき苗</td> <td>根元径7mm3年生</td> <td>本</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固形肥料</td> <td>N:P:K=3:6:4</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>N:P:K=3:4:3</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子</td> <td>トールフェスク</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>よもぎ</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>かや</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格	単位	数量	摘要	資料の提供	品質規格証明書等	あいくる材	生コンクリート	18-12-40BB	m <sup>3</sup>		〇〇生コン㈱	○			止水板	塩ビ W=30 t=7	m		〇〇建材㈱	○			水抜管	VU65	m		〇〇建材㈱	○		○	目地材	T=10	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○			堤名板	40×30	枚						小丸太 (スギ)	末口径7mm以上	m <sup>3</sup>		〇〇森林組合		○		植生ネット (肥料袋付)	1×10.0m	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○			ひのき苗	根元径7mm3年生	本		〇〇建材㈱				固形肥料	N:P:K=3:6:4	kg		〇〇建材㈱	○				N:P:K=3:4:3	kg		〇〇建材㈱	○			種子	トールフェスク	kg		〇〇建材㈱	○	○			よもぎ	kg		〇〇建材㈱	○	○			かや	kg		〇〇建材㈱	○	○																																		
品名	規格	単位	数量	摘要	資料の提供	品質規格証明書等	あいくる材																																																																																																																																											
生コンクリート	18-12-40BB	m <sup>3</sup>		〇〇生コン㈱	○																																																																																																																																													
止水板	塩ビ W=30 t=7	m		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
水抜管	VU65	m		〇〇建材㈱	○		○																																																																																																																																											
目地材	T=10	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
堤名板	40×30	枚																																																																																																																																																
小丸太 (スギ)	末口径7mm以上	m <sup>3</sup>		〇〇森林組合		○																																																																																																																																												
植生ネット (肥料袋付)	1×10.0m	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
ひのき苗	根元径7mm3年生	本		〇〇建材㈱																																																																																																																																														
固形肥料	N:P:K=3:6:4	kg		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
	N:P:K=3:4:3	kg		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
種子	トールフェスク	kg		〇〇建材㈱	○	○																																																																																																																																												
	よもぎ	kg		〇〇建材㈱	○	○																																																																																																																																												
	かや	kg		〇〇建材㈱	○	○																																																																																																																																												
4 ~ 11 略	7 ~ 14 略																																																																																																																																																	
<p>様式3</p> <p>使用材料一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>製造会社名</th> <th>試験成績表の提出</th> <th>JISマーク表示品</th> <th>あいくる材</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>18-12-40BB</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>〇〇生コン㈱</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>止水板</td> <td>塩ビ W=30 t=7</td> <td>m</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリートU型側溝</td> <td>300B</td> <td>本</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水抜管</td> <td>VU200</td> <td>m</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水抜管</td> <td>VU65</td> <td>m</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目地材</td> <td>T=10</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小丸太 (スギ)</td> <td>末口径7mm以上</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>〇〇森林組合</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>植生ネット (肥料袋付)</td> <td>1×10.0m</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひのき苗</td> <td>根元径7mm3年生</td> <td>本</td> <td></td> <td>〇〇森林組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固形肥料</td> <td>N:P:K=3:6:4</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>N:P:K=3:4:3</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子</td> <td>トールフェスク</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>よもぎ</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>かや</td> <td>kg</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>止め釘</td> <td>φ5×150 大頭釘</td> <td>本</td> <td></td> <td>〇〇建材㈱</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格	単位	数量	製造会社名	試験成績表の提出	JISマーク表示品	あいくる材	摘要	生コンクリート	18-12-40BB	m <sup>3</sup>		〇〇生コン㈱	○	○			止水板	塩ビ W=30 t=7	m		〇〇建材㈱		○			鉄筋コンクリートU型側溝	300B	本		〇〇建材㈱		○	○		水抜管	VU200	m		〇〇建材㈱		○			水抜管	VU65	m		〇〇建材㈱	○		○		目地材	T=10	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○				小丸太 (スギ)	末口径7mm以上	m <sup>3</sup>		〇〇森林組合	○				植生ネット (肥料袋付)	1×10.0m	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○				ひのき苗	根元径7mm3年生	本		〇〇森林組合					固形肥料	N:P:K=3:6:4	kg		〇〇建材㈱	○					N:P:K=3:4:3	kg		〇〇建材㈱	○				種子	トールフェスク	kg		〇〇建材㈱	○					よもぎ	kg		〇〇建材㈱	○					かや	kg		〇〇建材㈱	○				止め釘	φ5×150 大頭釘	本		〇〇建材㈱					<p>新規</p> <p>←JIS 規格品であっても試験が義務づけられているものは試験成績表を提出 ←JIS 規格品で試験成績表の提出が義務でないものは資料は不要 ← // ← // ←JIS 規格品でないものは試験成績表を提出 ←主要でない資材は資料提出不要</p>	
品名	規格	単位	数量	製造会社名	試験成績表の提出	JISマーク表示品	あいくる材	摘要																																																																																																																																										
生コンクリート	18-12-40BB	m <sup>3</sup>		〇〇生コン㈱	○	○																																																																																																																																												
止水板	塩ビ W=30 t=7	m		〇〇建材㈱		○																																																																																																																																												
鉄筋コンクリートU型側溝	300B	本		〇〇建材㈱		○	○																																																																																																																																											
水抜管	VU200	m		〇〇建材㈱		○																																																																																																																																												
水抜管	VU65	m		〇〇建材㈱	○		○																																																																																																																																											
目地材	T=10	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
小丸太 (スギ)	末口径7mm以上	m <sup>3</sup>		〇〇森林組合	○																																																																																																																																													
植生ネット (肥料袋付)	1×10.0m	m <sup>2</sup>		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
ひのき苗	根元径7mm3年生	本		〇〇森林組合																																																																																																																																														
固形肥料	N:P:K=3:6:4	kg		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
	N:P:K=3:4:3	kg		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
種子	トールフェスク	kg		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
	よもぎ	kg		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
	かや	kg		〇〇建材㈱	○																																																																																																																																													
止め釘	φ5×150 大頭釘	本		〇〇建材㈱																																																																																																																																														





# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考								
<p>このことについて、下記のとおり提出します。</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="261 436 1243 531"> <tr> <td>工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出来形管理図書             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出来形測定表                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ○○工測定結果一覧表</li> </ol> </li> <li>(2) 出来形測定図                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 床掘数量確認表</li> <li>2) 堤体等出来形測定図</li> <li>3) 堤体等基準高測定図</li> <li>4) 展開図</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 コンクリート使用明細書</li> <li>3 材料使用明細書</li> <li>4 その他</li> </ol>	工 事 名		工 事 場 所		<p>このことについて、下記のとおり提出します。</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="1442 478 2531 573"> <tr> <td>工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出来形管理図書             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出来形測定表                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ○○工測定結果一覧表</li> </ol> </li> <li>(2) 出来形測定図                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 床掘数量確認表</li> <li>2) 堤体等出来形測定図</li> <li>3) 堤体等基準高測定図</li> <li>4) 展開図</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 コンクリート使用明細書 <del>(納品書等(写し)添付)</del></li> <li>3 材料使用明細書 <del>(納品書等(写し)添付)</del></li> <li><del>4 補償費等の領収書(写し)</del></li> <li>5 その他</li> </ol>	工 事 名		工 事 場 所		
工 事 名										
工 事 場 所										
工 事 名										
工 事 場 所										
<p style="text-align: center;">工 事 打 合 簿</p>	<p style="text-align: center;">工 事 打 合 簿</p> <table border="1" data-bbox="2101 1675 2605 1906" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">現 場 主 代 理 人 (監理) 技 術 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			現 場 主 代 理 人 (監理) 技 術 者						
		現 場 主 代 理 人 (監理) 技 術 者								

# 林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考										
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	年 月 日	発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	年 月 日											
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他													
工事名				工事名		工事場所												
(内容)				路線等の名称		請負者名												
				(内容)														
添付図	葉、その他添付図書			添付図	葉、その他添付図書													
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日		処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 確認・ <input type="checkbox"/> その他 年 月 日 記名												
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日			請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> 確認・ <input type="checkbox"/> その他 年 月 日 記名												
<table border="1"> <tr> <td>総括 監督員</td> <td>主任 監督員</td> <td>選任 監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			総括 監督員	主任 監督員	選任 監督員				<table border="1"> <tr> <td>現場 代理人</td> <td>主任(監理) 技術者</td> <td>監理技術者 補佐</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			現場 代理人	主任(監理) 技術者	監理技術者 補佐				
総括 監督員	主任 監督員	選任 監督員																
現場 代理人	主任(監理) 技術者	監理技術者 補佐																